

青森県報

第四千二百三十三号

平成二十八年
十二月二日
(金曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………一
(青少年・男女共同参画課)

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………一
(高齢福祉保険課)

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………二
(同)

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………二
(同)

特定行為業務の登録……………二
(同)

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………二
(障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定……………三
(同)

身体障害者福祉法による医師の指定……………三
(同)

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………三
(水産振興課)

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………三
(道路課)

航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材の購入に係
る一般競争入札……………四
(会計管理課)

建設業者の許可の取消し……………六
(東青地民局)

……………六
(東青地民局)

……………六
(三八地民局)

……………六
(三八地民局)

告 示

青森県告示第七百四十六号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
一三三〇	書籍	BE・BOY GOLD 十二月号	リブレ	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
一三三一		麗人 〇九六一三 十一月号	竹書房	
一三三二		恋愛宣言PINKY VOL・三九 一五六六 十一月号	秋人社	
一三三三		花音 一七四八 十一月号	芳文社	
一三三四		drap 一六六九五 十二月号	コアマガジン	
一三三五		恋愛白書バステル 一九六二五 十二月号	宙出版	

青森県告示第七百四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
より公示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ イビスの種 類	居宅サ イビス事業を行う 所	指 定 年 月 日
合同会社く らしま	十和田市西十二 番町七の二八	訪問介護	十和田市西十二 番町七の二八	平成 二六・三・一
株式会社介 護問題研究 所	下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一	訪問介護	下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一	"
ヘルパ ーショ ン	十和田市西十二 番町七の二八	くらすけ つ	十和田市西十二 番町七の二八	平成 二六・三・一
みもり ん	下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一	ヘルパ ーショ ン	下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一	"

青森県告示第七百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社介護 問題研究所	下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一	平成 二六・三・一
主たる事務所の 所在地	名 称	所在地
下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一	居宅介護支援セ ンター介研	下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一

青森県告示第七百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ イビス の種 類	介護予 防サ イビス事業を 行う 所	指 定 年 月 日
合同会社く らしま	十和田市西十二 番町七の二八	訪問介護	十和田市西十二 番町七の二八	平成 二六・三・一
くらすけ つ	十和田市西十二 番町七の二八	訪問介護	十和田市西十二 番町七の二八	平成 二六・三・一

青森県告示第七百五十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	登録 年月 日	氏名 又は 名称	住 所	事 業 所	業 務 開 始 年 月 日	備 考
030001 160001	平成 二六・三・一	株式会社 コサカ ライフ ポート	八戸市一 丁目三 の二	ケア・ シヨ ン	平成 二六・三・一	短期入 所介 護
030001 160001	平成 二六・三・一	株式会社 コサカ ライフ ポート	八戸市一 丁目三 の二	ケア・ シヨ ン	平成 二六・三・一	短期入 所介 護

青森県告示第七百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サ イビス 事業 者	障害福祉 サ イビス の種 類	障害福祉サ イビス事業を 行 う 事 業 所	廃 止 年 月 日
主たる事務所の 所在地	名 称	所在地	
下北郡東通村大 字目名字小田野 坂五九の一	指定障害福祉サ イビス 事業 者	障害福祉サ イビス事業を 行 う 事 業 所	

特定非営利活動法人 夢の里	八戸市大字柳引字白田二二の五	自立訓練(生活訓練)	特定非営利活動法人 夢の里	八戸市大字新井第一字常光田二五	平成 二六・二・三〇
---------------	----------------	------------	---------------	-----------------	---------------

青森県告示第七百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
みはな薬局	八戸市湊高台五丁目二〇の二一	平成 二六・三・一

青森県告示第七百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 日
	名 称	所 在 地		
安達 功武	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三三	眼科（視覚障害）	平成 二六・三・一

青森県告示第七百五十四号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設

定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表車力区域の項を次のように改める。

車力区域	1 底びき網を使用して行うしじみ漁業
車力漁業協同組合の地区	2 小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

1 特定役務の名称

低濃度PCB含有廃棄物処理（運搬・処分）業務委託

2 数量

塗膜片等廃棄物（二百リットルドラム缶入り、内容量百キログラム程度（ドラム缶重量を含む））八百五十一缶

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県県土整備部道路課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成二十八年十月七日

五 落札者の名称及び住所
(処分事業者)
エコシステム小坂株式会社
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部六〇の一
(収集・運搬事業者)
DOWA通運株式会社

六 落札金額
三千五百七十九万六千三百八十四円

七 落札者を決定した手続
入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十八年八月十九日

航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 用資機材の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品 (以下「購入物品」という。) の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 用資機材 一式

二 納入期限

平成二十九年三月二十四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号 (物品等の競争入札参加資格) の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号 (物品等の競争入札参加資格) の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号 (物品等の競争入札参加資格) の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領 (平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。) に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 (既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。) がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十一年八月十日法律第四十五号) 第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年十二月二十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一) (二)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九九

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年一月十二日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月)

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされると判断

された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)

を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効と

する。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased:

SCU (Staging Care Unit) medical equi-

PMENT, 1 set

2 Time limit for tender:

12 January, 2017 (Please refer to a bid

manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社八重樫

二 代表者の氏名 八重樫 栄子

三 主たる営業所の所在地 青森市中央二丁目一の一の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第七七三号

五 取消年月日 平成二十八年十一月十七日

六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社赤坂建鉄工業

二 代表者の氏名 赤坂 和孝

三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代二丁目九の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第三〇〇二七号

五 取消年月日 平成二十八年十一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭